

【ディスカッション】

パネルディスカッション

コーディネーター 田村正博

社会安全・警察学研究所 所長

京都産業大学法学部 教授

目次

- (1) 法制審議会における司法面接についての議論
- (2) 抵抗不能についての医学的研究
- (3) 監護者性交等罪の対象範囲の拡大の方向性
- (4) 福岡県性暴力根絶条例における届出義務違反の罰則
- (5) 加害者支援の働き掛け
- (6) 性暴力対策アドバイザーによる授業に対する評価
- (7) 性被害防止教育の効果
- (8) 性被害の相談員の教育
- (9) 中長期の被害者支援
- (10) 裁判官・法執行機関の経験則の誤りの是正
- (11) 性被害専門機関への相談を拒絶する相談者
- (12) LGBTQ についての法制審議会での議論
- (13) 警察の今後の対応
- (14) 最後に

(1) 法制審議会における司法面接についての議論

田村： それでは、大変素晴らしい発表をいただきました。多くのご質問をいただいておりますので、早速、始めていきたいと思います。最初は発表順ということで、小西先生にまず司法面接についてのご質問がありました。法制審議会では司法面接のどのようなことについて議論されるのですか、検察や警察の課題はありますかと。よろしくお願いします。

小西： 分かりました。司法面接について最大の論点になっていることを挙げますと、司法面接の録画が証拠化されるべきかどうかという点があると思います。それから、司法面接の適格性ということもいわれているけれども、そちらはどちらかというと対応の問題かもしれません。

法律上は証拠かどうか、これは法律家でない人にはどういう論点か分かりませんよね。私も最近、ようやく理解したところで、本当にあれが証拠ではないと言われたら、え？と思うと思います。要するに反対尋問を経たものでないと証拠ではないという言い方で、これはむしろ田村さんや法律家の方にも伺いたいのですが、証拠として採用されないということになると、裁判官は見ないわけですね。一般人からは信じられないことです。最初に一応は専門の方が、そこは私には少し意見がありますけれども、例えば子どもの心理や証言の適格性を考えながらやったものが証拠採用さえされないということは大変驚きです。ただ、反対側からの意見を聞くと、弁護側からは反対尋問を通さないものは証拠にできないというのが基本のようです。

そこにはいくつか問題があると思いますが、取るか取らないかではなく、せっかく貴重な資料なのだから全員が見ればよいではないか、と私は思っています。確かに現在の状況は、主に検事さん、あるいは警察や児童相談所の方がやる司法面接がほとんどです。そして、すごい勢いで増えています。その中には恐らく質が担保されているとは言い難いものもあるのかもしれませんが。実情は知りませんので分かりませんが、子どもの二次被害に配慮し、かつ指示的・誘導的にならずに、聞きたいことをきちんと聞くというのはとても難しい作業で、本当に専門の作業ですよね。それを一度、講習を受けたから専門家ですと言ってやるのはまずいだらうとは思いますが。だけれども、本質的には当然、それは裁判に関わる人全員が見て、その画像の評価から、要するに評価に値しないものがあるとしたら、そこから評価すればよいのではないかと。恐らく法律家の方は根本で違うだろと言いそうな議論だけれども、非専門の者としてはそう思います。

もう一つ言うと、精神鑑定資料も証拠になりません。大体、加害者側の弁護士が言うと証拠が却下されて、裁判に出て尋問で答えたことしか証拠にはならないのですが、それは不合理だと私は思っています。エビデンスに基づいて専門的にやって正確に書いているものが、誰にも目にも触れない。もちろん評価することや、反対尋問は当然しないといかないからするべきだと思いますけれども、そうではなくて、現物がなくて頭の中にあることだけで不正確に話せというのは、どうしても納得していません。それと同じような問題だと思います。余計なことまで話してしまって、すみません。

田村：増井さん、何か付け加えることがありましたらどうぞ。

増井：日本で行われている議論は、今、先生がおっしゃったように、司法面接の録音・録画を子どもへの公判廷での尋問に代えて証拠として使うかどうかというところが議論になっていて、それは特に子どもが法廷で証言することの負担の問題に着目して、録音・録画を証拠として使えないかという議論になっているのかなと思います。

証人審問権が憲法上の権利として定まっているという意見も当然考えなければいけないというのはそのとおりですけれども、最近、アメリカでどのような司法面接の手法が利用されているのかという調査、いくつかの州の話聞いて、アメリカではそういうことをやっているのかと分かったことは、証拠として使えないというのは、実はこれも法的な議論になってしまいますけれども、伝聞証拠を排除するという理屈に基づいているわけですけれども、反対尋問を行うかどうかというのは伝聞証拠の直接の問題ではなくて、証人審問権の保障の問題であると切り分けられているようです。したがって、フォレンジックインタビューによって聴取した証拠について、それは当然、公判廷で使うためにフォレンジックしたわけだから、それについては伝聞例外として——あるいは伝聞の不適用かもしれませんが——広く公判廷に出す。一方で、証人審問権は子どもに直接話を聞く、あるいは証人に直接話を聞く被告人の権利であるから、やはり子どもも呼ぶということで、両方が証拠として公判廷に出ているという実情のようです。だから、単純にどちらかしか取れないという議論をしてしまうと、かなり対立的な議論になってしまうけれども、考え方としては実は別の選択肢もあるのだなと。そして、その選択肢の話はあまり、法制審も含めて、直接的な選択肢としての議論にはなっていないと感じているところです。

田村：小西先生、これで取りあえず返してよろしいですか。

小西：本当にそうでないと合理的ではないと思います。最初に子どもが話したことや話す態度などが全部残っているものと、それから何回も人に聞かれた後で公判に呼び出されて、検事から聞かれ、弁護士から聞かれ、裁判官から聞かれて出てきたもので、後者のほうが汚染されていないと誰が言えるでしょうか。科学的な合理性としては、どちらも完全ではありませんよね。でも、どちらがよりましたかという議論をするべきなのに、と私は思っています。以上です。

田村：ありがとうございます。法制審でももっといろいろと議論が展開されることを本当に心から願っています。

(2) 抵抗不能についての医学的研究

田村: それでは、次のご質問です。大人でも立場の上下があると抵抗できないようなケースがある気がしますが、そのケースは医学的な研究がされているのでしょうか、というご質問です。小西先生、いかがでしょうか。

小西: すみません、最初、これはハラスメントのことかと思って読み間違えたのですが、冷静に考えると、多くのこういう研究は成人対象に行われています。大体、大学生以上に対する研究、18歳以上の人を対象にして実証的に調査する研究が多いと思うので、たくさんあります。

(3) 監護者性交等罪の対象範囲の拡大の方向性

田村: それから、次も小西先生です。性犯罪に関する議論に関して、監護者性交等罪は「現に監護する者」と狭義に解釈される傾向がありますが、それ以外にもいろいろな影響力を行使している者もあるのではないかと。さらに、犯行手段としての暴行・脅迫等の抵抗の抑止とありますが、声を上げられない被害者には精神疾患等で声を上げられない方、発達障害で行動できない方もいますので、被害者の置かれた事情も広く捉えるような法整備を望みますということで、ということが今後の議論のテーマになるのかも含めて、お願いできればと思います。

小西: 大体4~5回でひとつおりの問題を議論して、最低でも2巡はすると聞いていますけれども、今は1巡目で明日が第5回です。最初は当然、強制性交等罪の前に、性犯罪をどのように規定するか、例えば合意がなければ性犯罪とするというところからスタートするのか、現状の刑法177条・178条の辺りから考えるのか、というようなところの議論になっています。私はこれを法的に的確に伝えるのにふさわしい者ではないので、法制審議会の議論は全部、今は第4回まで議事録が載っていますから、そこの2・3・4辺りを見ていただくとよく分かると思います。

それで、監護者性交等罪をより広げて、例えば教員にしたり、親族にしたり、現場の方は皆さんそのようになるとよいつているものだと思いますし、私もそう思っています。ただ、こういうものを法律のどこに当てはめていくかという議論で、例えば177条・178条というのは強制性交等罪と準強制性交等罪で、そこの分かれ目のところで、準強制性交等罪というのは抗拒不能ということがあるわけだから、例えば理屈からすると、そこに年の差があると書いてもよいわけですね。では、準強制性交等罪に事例列挙をしてもっと広く取っていくというのが今の大勢の審議会の考え方だと思いますけれども、そこをどのような文言にするのか、あるいは性交の同意年齢を引き上げることによって切ってしまうのか、それから地位・関係性の問題を広げていく形で個別の議論をするのかというように——私の説明は不正確かもしれませんが——どこに落とし込めばよいのかというところで、すでにいろいろな選択肢があります。思っている方向はそれほど違うわけではないと思いますが、それをどうしていくかというところで、まだ1回目の議論ではそこまで尽くせていないというのが現状だと思います。

(4) 福岡県性暴力根絶条例における届出義務違反の罰則

田村: ありがとうございます。小西先生へのご質問は他にもまだたくさんありますが、取りあえずここで置かせていただきます。次に、松浦先生へのご質問も結構ありました。まず加害者への対策の話として届出義務が規定されていますが、届出義務をしなかった人には罰則等があるのでしょうかというご質問から、まずお願いします。

松浦: 罰則というか、過料が科されることになります。届出をしない、もしくは虚偽の届出をした者は5万円以下の過料に処するということが決められています。

田村: ありがとうございます。刑罰としての科料ではなく、行政罰としての過料ということだと思います。耳で聞くと間違えてしまっていますが、行政罰の過料ということでご理解いただきたいと思います。

(5) 加害者支援の働き掛け

田村：それから、松浦先生へのご質問の中に、大変素晴らしい条例だと思いますということで、再犯防止対策について、精神科の受診に当たってどのような働きかけをしているのか、もっとどのようなことが必要かということ、あるいは再犯防止指導プログラムの内容について何か補足的なことでもあれば、というご質問がありました。いかがでしょうか。

松浦：ありがとうございます。まず加害者の支援というか、相談に乗る体制はできてまだ2年たっていないところで、当初はスタッフが1人、精神保健福祉関係の者が対応していました。今は他の心理系のスタッフも入ってある程度の所帯になっていますけれども、構造化された対応をこうするべきだという知見は恐らく今後、組み立てていくところだと思います。

もう一つ、加害者の再犯防止プログラムについては、認知行動療法的なものを主として、専門家の方が、いくつかの刑務所で恐らく経験のある方だと思いますが、組み立てているところだと聞いています。以上です。

田村：ありがとうございます。これからの展開が待たれるということで、本当にともに祈りたいと思っています。

(6) 性暴力対策アドバイザーによる授業に対する評価

田村：それから、相談員の教育についての質問として、性被害の相談を一般に聞くのも大変なことがあると。そういうことを考えると、相談員の教育をどのようにすべきかと。これは片岡先生ですね。すみません。学校教育のアドバイザーのことと勘違いしました。

では、こちらの質問で、アドバイザーが今、実際に育成されて、学校での教育も始められているわけですが、それに対する評価・検討というか、すでに始められたことについての評価・検討はされているのでしょうか、あるいは今後されるのでしょうか、というご質問があります。その点はいかがでしょう。

松浦：非常に重要なところで、毎回のアドバイザーによる授業では目標を立てて評価をしてくださいという形で、そういう仕組みとしてお願いしているところです。例えば福岡県の性犯罪件数を減らしていくという目標にこのプログラムがどの程度、寄与するような制度設計をしているのかという、その議論がまだ深まっていないというところもあります。ですので、評価は目標とセットになるわけで、来年度から1,000校程度の全校の子どもたちに授業を展開していくわけですが、そもそもその目標をどうするのかという制度設計を改めてした上で評価をしていくということ。それも行政の取り組みの範疇内ということになりますが、そこはポイントだと思います。ですので、非常に痛い指摘だなと。今後、それに取り組んでいって、できれば他の都道府県にも工夫していると言われるようなものをつくっていく必要があると考えています。以上です。

(7) 性被害防止教育の効果

田村：ありがとうございます。今回、福岡県犯罪被害者支援センターの理事長である浦さんにもご参加いただいています。現状、この条例を受けていろいろな意味で実施に当たっておられる、あるいは実際にも検討に当たってこられたお立場として、あるいは現場に近いお立場として、条例が出た後の福岡での性暴力被害者の支援、あるいは条例の実施に関して、思っておられることがあれば、現場の意見としてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

浦 尚子：被害者支援センターの浦と申します。皆さまこんにちは。今日は松浦先生のお話を伺いながら、条例ができてからこういうことがあったということを改めて振り返る、よい機会をいただいたと思っています。私はあまり法律に詳しくないので、正直、根絶条例ができてから何が変わるのかというところは分からないままのスタートだったのですが、結果的にはこの条例が非常に大きな意味を持つものだと、今、痛感しているところです。

今日のお話の中で、性教育のお話を中心に状況をお伝えすると、私も実際にアドバイザーとして学校に出かけて授業

をしたり、学校の先生とお話ししたりする機会をいただいています。何より授業をする中で子どもたちが生き生きと、こういうことは知らなかった、初めて聞いた、自分にも境界線があることや自分が大切な存在なのだとということが分かってよかった、という子どもたちの声をたくさん聞けることが何よりの反響だと思っています。そういう子どもの姿を見ると、学校の先生が変わっていく、こういうことを伝えてもよいのか、こういうことが大事なのか、と先生がもう少し変わってくださる、それがとても大きな効果かなと思っています。先生がそうやって性暴力やトラウマということについて少し見方を変えることによって、先ほど松浦先生も言われていた、学校の中に当事者がいるという前提、これは当たり前前のことだと思いますが、それを前提にした教育——授業だけではなく、恐らく他の生活についても——同じような見方をしていただけるようになっていないかと思っています。

結果的に何が起きているかという、大人が被害に遭った子を見つけてセンターにつなげてくださるという流れもできつつあります。ご質問の中にもあったのですが、授業を聞いて被害開示する子どもがいて、その場合にはスクールカウンセラーや養護の先生とご相談してセンターにつなげるような形になっています。ただ、まだそこはきちんとしたルールがなく、本当にケース・バイ・ケースの対応をしていて、その面では学校の先生方は不安が当然おありだろうと思うので、もう少し被害開示後の相談のルートについては精緻化していく必要があります、そこは今後の課題だと考えています。以上です。

田村：ありがとうございます。実際に進められて、学校で本当に子どもたちが変わっていくというコメントをいただいて、大変意義深いということを改めて思わせていただきました。今の発言について、新さん、何かありますか。

新：浦先生、ありがとうございます。学校の様子が非常に私にもよく目に浮かんで分かります。先ほど評価という話がありましたけれども、小学校高学年から中学生になると、ある程度、自分の感想や思いを文章化することができます。私もいくつかの自治体で講師としてお邪魔しますが、必ず先ほどもありました記名式でアンケートを取って、それは先生からも評価をいただき、フィードバックをいただき、児童・生徒からも小学校高学年・中学生だともう評価を文章で自由記述してもらおう。ご質問にもあったエビデンスという意味では、よかった、非常によかった、よくなかった、というようなことである程度は数値化できると思いますけれども、ある程度の学年になると子どもたちは、こういうところがよかった、こういうことが知れてよかった、先生にこう言ってもらって元気づけられた、本当に自信が持てたというように、よかったことの中身をもう少し詳しく書いてもらうことができます。なかなかそれを数値に評価することは難しいかもしれませんが、自由記述で書いてもらうとそういうフィードバックが豊富に出てくるので、それも教育上の効果の一つとして、どこかで検討されたらよいのではないかと私も感じています。以上です。

田村：ありがとうございます。なお、今、お話のあったアドバイザーのアンケート結果はウェブサイトですでに載っています。福岡の性暴力対策では、さまざまな有益な資料が、パンフレットにしても、それからこういうアンケート結果にしても、非常に集められているということを感じています。今回のシンポジウムにご参加された皆さまもぜひそういう資料を直接見ていただくことが大事なのではないかということを少しだけ補足させていただきます。

(8) 性被害の相談員の教育

田村：それでは、次に移らせていただきます。片岡先生へのご質問です。いくつかありますが、時間の関係でより重要性の高いものにさせていただきます。性被害相談の専門機関ではない民間相談機関でも性被害関連の相談は結構ありますと、その上で、相談員教育についてのご質問です。語られる登場人物や状況は異なるものの、被害時の様子が似通っているため、作話のように思われる被害相談のケースもあります。ただ、作話として聞いてしまうと、本当の性被害に対しては二次被害となりかねず、相談員の教育をどのように行うか迷っています。よい方略があれば教えてください、という質問があります。いかがでしょうか。

片岡：ありがとうございます。性暴力の理解をまずきちんとしておくということが大事だと思いますけれども、なごみのアドボケーターも実は30時間の研修を受けていますし、私たち支援員、SANEも66時間ほどの研修を受けていて、関係するいろいろな機関のところにも私どもも行ってお話をさせていただいて、まずきちんとして理解をしていくということが必要だと思います。

私たちも話を聞いている中で、あれ？と思う時がないこともないのですが、まずは相手の話を傾聴して、何ができるのか寄り添うという—非常に難しいと思いますけれども—そういう姿勢を持っていないといけないと思います。それともう1つは、やはりトラウマというか、被害を受けたことによるトラウマという部分が、必ずそういう何かがあるのだということを思っていれば、聞き方は変わるとし、やはり相手の人は、この人は信用していないという感じを結構鋭くキャッチするので、まずそういう基本的な理解をしていただければよいかなと思います。

先ほどご紹介しました、例えばISVAという研修はトレーナーのレベルから窓口で対応する方のレベルまで、いろいろなレベルの研修があるということは聞いています。私たちもいろいろな窓口の方が非常に困ってらっしゃるということが分かっていて、少なくとも各県にはそういうセンターがありますので、もしそういうことがあった時には、一度、ご相談をするというのは一つの手ではないかと思えますし、こういう研修がいろいろと今はZoomで行われていますので、そういうところに参加しながら知識を深めていくということも大事ではないかと思えます。全く知らずに聞いていて、疑うということがあると、向こうは本当に話をしないということになるので、正しい理解をしていくということが重要ではないかと私は考えています。だから、それはこういうセンターだけではなく、そういうところの窓口でされている方についてはそういう意識をきちんと持てばよいのではないかなと思います。以上です。

(9) 中長期の被害者支援

田村：ありがとうございます。それから、これは質問の相手の方が特定されていませんが、片岡さんにご回答いただければと思います。被害者の方の中長期の支援が課題だとよく聞きます。それはどのような点が課題なのか、あるいはそれに対してどのような対策が必要か、あるいは行われているのかについて、コメントしていただければと思います。いかがでしょうか。

片岡：私が答えればよろしいですか。例えば、なごみに来る方も、実は被害から72時間以内というのが大体約半数です。それ以外の方は1カ月、半年、1年、下手をすると10年、20年という方もいます。そうしますと、先ほどお話しした中で、非常にPTSDで複合リスクを抱えて、例えば精神科にかかっているけれども、そのことを開示しないで薬だけいただいているという方もいて、どんどん薬が増えていって、病名が付いて、という方もいらっしゃいます。ですので、本来であればより早く相談ができる仕組みとか、介入ができるという仕組みをつくらないといけないのかなと思います。

ただ、中長期の方もお話を聞いて、例えば本当に時効直前に来る方もいます。そういう時でも訴えることができますか、ということはきちんとお話をさせていただいています。ですので、その時にその方が何を望んでらっしゃるかというのをしっかりと聞きながら、それに沿って、いろいろな職種の中でできることをご提案していく、一緒に考えて支援につないでいくということがとても大事なことで、そういう姿勢を持っていけばよいのではないかなと思っています。ただ、何年もたってらっしゃる方は、本当に貧困や失職など、いろいろなことがあるので、行政も交えてその方の支援を協働で行っていくということがとても重要ではないかと考えています。以上です。

田村：ありがとうございます。この問いに関して、小西先生、前回のご講演にも関連すると思いますが、中長期的な問題が大事、そしてそれに対する課題がどのようなところにあるのか、どのような対応が必要なのかについて、コメントしていただければと思います。お願いできますでしょうか。

小西：今、片岡さんが言われたとおりでと思います。本当に貧困や身体の病気など、中長期になってくると性暴力の被害が非常に深刻なために、それで仕事ができない、それで対人関係を持てないという形になって、どんどん被害の影響がひろがってってしまうというところがあります。トラウマに関してきちんと治療できないと駄目だけれども、私の立場から言うとそれだけでも駄目で、それがよくなっても、裸で人を放り出すような形になってしまっただけでは決してよくないですね。そういう時に、本当にトラウマ・インフォームド・ケアという言葉が最もよいと思うけれども、トラウマのことは分かりつつ、それぞれの専門の分野で、例えばこの人の生活を後押ししてもらうようなことができないと、まず受診自体がすごく難しいです。だから、多角的にやっていく、かつ専門的にやっていくという、2つのことが要求されると思います。

(10) 裁判官・法執行機関の経験則の誤りの是正

田村：ありがとうございます。それでは、また質問の回答に戻りたいと思います。刑事法的な議論について、増井准教授のコメントに関して、ご質問があります。変換式の誤りの是正というのは大変重要だと思います。イギリスのようにレイブ支援を規定するガイドラインを示すのは1つの方法ですけれども、日本ではほとんどなされていないと認識していますが、この裁判官の経験則の誤りをどう正すのかについてお考えがあればということです。増井さん、いかがでしょうか。

増井：ありがとうございます。私はイギリスで具体的にどういうことがされているか、きちんと分かっていませんが、例えば日本でも恐らく現行法の改正の付帯決議の中で、裁判官については性犯罪に関する知識を研修のような形で深めるように努めるということが示されていると思いますし、実践されてきているのではないかと思います。1つはそういう方向性があると思います。また、上級審のコントロールも裁判所にとっては一定の拘束力があるだろうと思いますが、いずれにしてもそのベースとなる経験則に関して研究の蓄積が必要で、もちろん諸外国ではそのようなものが蓄積されているということを踏まえた上で、日本の法制とフィットする形でどのように経験則を実際に使えるようにしていくのかという、その部分の研究としての役割も大きいのかなと思います。

ご質問は裁判官の心証形成に関わる経験則の問題に絞ったものだったと思いますが、最近の調査の中で私も教えられた点としては、裁判官だけではなく、いわゆる法執行機関の初期対応において、現場に向かう警察官のような立場の方にも基本的な知識に関する研修のようなものが必要だ、と。そういうものがなされていないと、最初の入り口の段階でジェンダーバイアスに基づいて各対応で排除してしまったり、SOSを見逃してしまったりするところも大きな問題として認識されていて、しかもそこへの対策として、すごく短いビデオをつくって、警察官が勤務交代の隙間の時間に見てから出勤に臨むといった工夫がされているということも知りましたので、いろいろな段階でこれは必要になってくることかなと思います。

(11) 性被害専門機関への相談を拒絶する相談者

田村：ありがとうございます。いろいろとご質問を紹介してきました。まだ本当に多数あるのですが、そろそろ時間が残り少なくなってきました。いくつかありますが、これはどなたにご質問すればよいでしょうか。これはできれば小西先生にお聞きしたいのですが、質問の最後のほうにあったもので、家庭内の被害の場合に家族が逮捕されるのを恐れて、警察につながることを極端に恐れてしまうので、性被害専門機関への相談をかたくなに拒絶する場合もあり、苦慮している、と。被害者本人が安心して専門機関につながっていくためにはどのような工夫ができるだろうかと。一言、言っていただければ、いかがでしょうか。

小西：これはなかなか一言で解決する問題とは言えないですね。だけれども、今の段階で不用意に家族のことが外に漏

れたらどうしようと本気で思っている人たちがたくさんいるので、まずその当事者の意向は尊重しないとイケないと思います。特に、警察ではそうはいかないでしょうけれども、相談機関ですから、そこはまずは話を聞くと。だから、DVと一緒に。すごいDVで早くシェルターへ行ってほしいけれども、本人は全然そう思わないというような方が、相談や臨床に来られる方にはたくさんいるわけで、その人が安心して帰られるように、最初はやっていかないといけないと思います。もちろん命に関わって、このままではまずいという時には法律の範囲内でできることをやってしまいうけないですが、例えば自殺などの危険性があれば、あるいは加害者からの何らかの攻撃が予想されるという時には強制的に何かしないとイケないですね。だから、そういう判断と、もう一つ、本人の意向に沿った形でやっていかないといけない場合、ここはやはり見分けるしかないのではないのでしょうか。一線の相談機関ではそうだと思います。私はもう一つお答えしたいものがあるのですが、よいでしょうか。

田村：どうぞ。

(12) LGBTQ についての法制審議会での議論

小西：法制審議会でも LGBTQ の問題はどの程度、話されているかというご質問があったと思います。これも本当は私が答えるのがよいかどうか分からないですけれども、前回の改正で、女性器に男性器を挿入することしか前は犯罪ではなかったのが、それはもう解消されて、性別は問うていません。だから、そういう点では、性別は問うていないというところでは、異性である必要もないわけで、さまざまな形の性的な行為が今の法律の文面では罰される形になっています。

では、それがどの程度、意識されているかというのは、むしろ今度は執行機関である警察や検察がどのように思っているかというところで変わってきたり、あるいは裁判の例で変わってきたりするのだろうと私は思っています。今の法制審議会の中でそのことが大きな議論になっているかという、恐らく意識的には、新しい法律としては LGBTQ の問題をきちんと含んでいかないといけないと思っている人が多いと思います。だけれども、それが顕在的に議論されているかという、そうではないというのが実情でしょう。もしかして違う印象をお伝えしたら申し訳ないので、個人的な意見として言わせてください。

(13) 警察の今後の対応

田村：ありがとうございます。まだ質問はありますけれども、本日、このシンポジウムに警察庁の被害者支援担当の責任者でいらっしゃる滝澤審議官に参加していただいています。滝澤審議官、これまでのシンポジウムの内容をお聞きになって、警察庁の審議官としてお感じになられたこと、何でも結構ですからコメントをいただけますでしょうか。

滝澤依子：警察庁の滝澤です。いつも大変お世話になっています。また、本日はありがとうございます。刑事法に関わることから、福岡の条例のお話、また教育のお話、民間の支援団体の方々の多岐にわたる活動ということで、被害者の方の置かれた状況や、それから苦しい心情を身近に感じながら活動されてこられた、本当に生のお話をお伺いすることができて、貴重な機会だったと思っています。2年前にも京都産業大学でシンポジウムを開かれて、その続きという違うのかもかもしれませんが、その後のキャッチアップも含めてということで、非常に時宜を得たものだとお伺いしていたところです。

冒頭に田村先生からもご指摘がありましたけれども、政府でも強化の方針を定めまして取り組んできているところで、いろいろな面で少しずつ変わってきているところはあるのだろうと思っています。私も警察の世界に入りまして— 他の方より短い面もありますが— それでも20年以上たっていて、変わってきているところはあるだろうと思っています。それでも被害者の方々に届き切っていないところというのは、警察も含めて、いろいろな機関においてもまだ

あるのだらうと思っています。被害者の方の置かれた状況はいろいろなケースがあるのだらうと思いますし、一人一人において心情や状況は異なっているということだらうと思っています。これにしっかりと対応していくということが重要だらうということ、今日はまた改めてご指摘や課題の提起をお聞きして思ったところです。今日、視聴されている方も支援に携わってらっしゃる機関や関係者の方が多いとお伺いしています。ぜひ一緒に取り組んでいければと思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

田村：ありがとうございます。大変お忙しい中、このシンポジウムにご出席いただきまして、またコメントしていただきまして、感謝申し上げます。

(14) 最後に

田村：それでは、時間も限られていますが、最後に、これまでお話になられた方で、今後の課題を中心に、あるいはこれまで出された質問で、このことだけぜひ答えたいというものを含めても結構ですが、発言の順に、まず小西先生からお話ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。

小西：こういう機会を与えていただき、ありがとうございます。法律の専門家ではない私がこの話題をするのはなかなか苦しいのですが、最近はまだ本当に法律の素人の立場に戻って、その視線で考えようと思っているところもあったので、とてもありがたい機会をいただき、ありがとうございます。以上です。

田村：ありがとうございます。松浦先生、教育に関する今後の課題は何かというご質問もありました。それも含めて、よろしくをお願いします。

松浦：ありがとうございます。今日質問していただいた評価とも関わるのですが、この条例の目的である、県民が安心して安全に暮らせるというところに具体的にどのような寄与ができるのかというところをもう一度——今、ちょうどスタートアップの時期が終わったところですので——検討が必要かなと思います。

安心というのは安全で表せる数値とは少し違う性質があって、県の取り組みが——国の取り組みはそのバックにあるわけですが——それがどのようになされているのか、それがよいものになっているのかという、情報発信や啓発を含めたものがとても大切で、何年かに1回は県民の安心安全調査のようなもので県民の肌感覚を知っていく必要があるのではないかと思います。

一方、安全については、できればEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングですが、数値化された客観的な指標を基によりよいプログラムを展開していけたらと思っています。ご質問に書かれていたのですが、例えば住所を登録した元受刑者の方の再犯に関して、どのような行動がその5年なり10年であるのかということも、やはり思いだけではなくて、きちんとした数値ベースで議論していく必要があると思います。ただ、そうになると、再犯というところが分かる、例えば県警側のデータと、こちらの県の知事部局に届けていただいているデータをどう擦り合わせるのか、そこには非常に個人情報保護法との壁があるのですが、そういう丁寧なやりとりをしていって、安心と安全をキーワードにして今後も進めていく必要があると思います。いろいろなご質問やご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

田村：ありがとうございます。福岡県の条例は本当に素晴らしい条例だということを質問の中にお書きになられた方も多かったように思います。先生が今日はご紹介されなかったのですが私が紹介するのですが、「私たちが、変えていく。」というパンフレットをつくられましたよね。これは素晴らしいと思っていました。こういう性暴力に対するパンフレット、非常に分かりやすく、そして大変前向きなものがつくられていることも素晴らしいと思いました。そういう意味では、先ほども少し私が言ったのですが、福岡県のサイトには非常に有意義なものがありますので、皆さんはこの機会に見ていただければと思います。

松浦：すみません。サイトですけれども、私のスライドの右下か右上に URL が示されています。そこで一連のものが見られると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

田村：ありがとうございました。その URL をぜひ皆さまご参照ください。それでは、片岡先生、お願いします。

片岡：ありがとうございました。実際に現場でこういう支援を行っている時に、本当に性暴力の実態というのはまだ暗数だと思っています。ただ、その暗数を、少しずつ性暴力の実態を明らかにしていき、データを示すことで、本当にそういうことがあるのだということを皆さんに理解していただくということがとても大事なのかなと思います。ですので、例えば法律の改正もとても大事だと思いますけれども、やはりまだ現場のこういうところにつながらない方がたくさんいらっしゃいますので、その方たちに向けて今後はどのような対策をしていくかということを考えていかないと、そういう方たちが中長期的に非常に病んだ状況になるということも、これから検討していかないといけないのではないかと考えています。少しでもそういうことに関わりながら、今後は全国的な連携も図りながら進めていきたいと思っています。本当に今日はどうもありがとうございました。

田村：ありがとうございました。それでは、増井さん、何かありますか。

増井：本日はどうもありがとうございました。私は刑事法学の立場からだったのですが、刑罰を科すということも重要だけれども、そこは科せるかどうかという偶然的な部分が大きいいところもありますから、やはり被害者の方の回復に資する制度全体を中心に考えて、他分野の方々と協力していくことが重要だと改めて感じました。本当にありがとうございました。

田村：新先生、お願いします。

新：本日は皆さまありがとうございました。再びということで、2年後の本日、このシンポジウムを開催させていただいたわけですけれども、この2年間の条例の取り組み、そして刑法改正の議論の問題、それから性暴力の支援の現状をつぶさにご報告いただきました。この2年で、しかもこのコロナ禍にあって、皆さまがいろいろところでさらなる支援や連携を展開されている様子をご報告いただきまして、非常に私も勉強になり、また励みになりました。本日、お聞きいただいた皆さまにも、いろいろと刺激を受けていただくものがあつたのではないかと思います。その中で課題がより浮き彫りになってきたと思いますので、また私自身も勉強していきたいと思っています。どうもありがとうございました。

田村：皆さま本当にありがとうございました。ウェブ上のシンポジウムは、私どもの研究所では今回、初めて取り組みました。北は北海道から沖縄まで、そして韓国からもご参加いただいたこと、そして何よりも大変お忙しい中、東京、名古屋、そして福岡からご参加いただいた3人のご講演の方々に心から感謝申し上げます。お忙しい中、ウェブだったからこそ実現できたという面もあったと思いますし、本当に3人の方におそろいいただき、そしてまた警察庁の審議官にも参加していただき、あるいは福岡の支援センターの理事長にもご参加いただき、この会が大変有意義なものになったことは本当によかったと思っています。

ただ、一つだけ言うと、私どもの研究所としては、さまざまな知見を共有することも大事ですが、人的な交流もとても大切だと思っています。参加者の方同士の交流の場が提供できないというのは、どうしてもこのウェブの特徴で、その点は大変残念だと思っていますけれども、今後、またウェブでのシンポ、あるいはリアルでのシンポ、いずれにしても取り組んでいきたいと思っています。どうか皆さま引き続きご参加をお願いしたいと思います。それでは、本当に本日はありがとうございました。

